**第16条　暴力、搾取および虐待からの自由の指標例**（JD仮訳）

あらゆる形態の搾取、暴力、虐待の防止と保護、および救済措置の提供

**特質**

・　家庭内暴力

・　公私の施設内での暴力

・　有害な行為を含む地域社会内の暴力

・　人身取引

**構造指標**

**16.1** 障害のある人に限らず、あらゆる人へのあらゆる形態の暴力、虐待、搾取**[[1]](#endnote-1)**を犯罪とし、保護し、防止し、加害者への制裁と被害者への効果的な救済を伴う法律。

**16.2** いかなる理由であれ、同意のない行為を犯罪として立件することを免除する法律規定がないこと。その理由には、法的能力の制限／否定、あるいは被害者の実際のあるいは想定される機能障害、および／または第三者による最善の利益の決定によるものが含まれる。

**16.3** 暴力、虐待、およびあらゆる形態の搾取を防止、看破、撲滅するための国家計画／政策の採択。この計画／政策は、明確に障害のある人に言及し、公的および私的な場面**[[2]](#endnote-2)**での、障害のある女性、子ども、高齢者及びあらゆる種類の機能障害のある人の特別なニーズに対応する。

**16.4** 暴力、虐待、搾取の被害者の回復、リハビリテーション、社会復帰のために採択されたプログラムは、報復からの保護、避難所や住居を含む支援サービスの提供を含め、文化的に適切で、差別的ではなく、障害のある人を含めたものであること**[[3]](#endnote-3)**。

**16.5** 障害のある人に対する暴力、虐待、搾取に関する苦情、調査、および有罪判決に関する、性別、年齢、障害、暴力・虐待・搾取の形態別に区分されたデータを収集することが法的義務となっていること。

**16.6** 強姦と強制結婚を犯罪とし、同意のない性行為を婚姻関係を理由に無罪とするすべての規定を撤廃するために制定された法律。

**16.7** 施設や収容所**[[4]](#endnote-4)**に依然として居住している障害のある子どもや成人を、暴力、虐待、搾取、ネグレクト、その他の不法行為にさらされないように保護するための措置。

**16.8** 障害のある人にサービスを提供するために設計されたすべての公共・民間施設およびプログラムの定期的な監視・検査を行う独立した機関の指定。この機関は暴力を抑止し、暴力と闘うことを含め、関連法令の執行のために訴訟を開始する権限を持つ。

**16.9** 公共および私立施設内での合理的配慮の拒否を、個人の精神的および／または身体的な完全性と尊厳を侵害する恐れのある障害に基づく差別として法的に認めていること**[[5]](#endnote-5)**。

**16.10** 障害のある人に対して一般的に行われている有害な行為**[[6]](#endnote-6)**を犯罪とする法律の制定。

**16.11** 差別、敵意、暴力への扇動、および「ヘイトスピーチ」を禁止するために制定された法律が、保護される理由の中に障害を明示的に含んでいること。

**16.12** 人身取引**[[7]](#endnote-7)**および身体部位の取引を犯罪とする法律の規定が、明示的に障害のある人に言及していること。

**16.13**障害のある子どもと成人を対象とした人身取引や物乞いを含む搾取を防止し、彼らを保護するためのプログラム。

**プロセス指標**

**16.14** 暴力被害者のための避難所、その他の宿泊施設および避難所のうち、物理的環境およびコミュニケーションの点で完全にアクセス可能なものの割合を都市、地域別に集計。

**16.15** 物理的環境およびコミュニケーションの面でアクセシブルな、暴力被害者のための社会サービスおよび支援の割合を都市、地域別に集計。

**16.16** 暴力、虐待、搾取の被害者が支援を求め、苦情を申し立てるためのアクセシブルなホットラインや通報の仕組みを運用していること。

**16.17** 自身の居住区地域を一人で歩いても安全と感じる人口の割合（SDG指標16.1.4）。性別、年齢、障害別に集計。

**16.18** 障害のある人に対する暴力、搾取および虐待の予防と対応（相談およびサービスの監視を含む）に割り当てられた予算と実際の支出額。

**16.19** 法執行機関、刑事司法、教育、医療サービス、暴力の被害者のための社会サービス（シェルターやその他のセンター、ホットライン、通報の仕組みを含む）に従事するスタッフの中で、障害のある人に対する暴力、虐待、搾取を防止し、発見し、調査し、制裁する義務(障害に基づく差別や、同意のない、制限的、または強制的な行為との闘いを含む)に関する研修を受けた者の数と割合**[[8]](#endnote-8)**。

**16. 20** 否定的な固定観念との闘いを含め、障害のある人への暴力、虐待、搾取、および有害な行為を根絶するための意識啓発キャンペーンと活動。ここには、学校のカリキュラムへの人権教育プログラムへの組み込み、そして障害のある人を教育するために、障害のある人の権利、保護・援助・サービス、および司法へのアクセス支援についての情報とプログラムを利用できるようにすることが含まれる**[[9]](#endnote-9)**。

**16.21** 障害のある人に対する虐待や暴力を容認できると考える人の割合。

**16.22** 暴力、虐待、搾取に関連する法律、規則、政策、プログラムの設計、実施、監視に、すべての障害のある人、特に女性の障害のある人が、その代表組織を通じての関与を含めて、積極的に関与することを確保するために実施された協議のプロセス**[[10]](#endnote-10)**。

**16.23** 過去12か月間に暴力を受け、所管官庁又はその他の公的に承認された紛争解決機構に対して、被害を届け出た者の割合（SDG指標16.3.1）。性別、年齢、障害別に集計。

**16.24** 障害のある人への暴力、虐待、搾取を訴える苦情で受理されたもののうち、調査および裁定が行われたものの割合、苦情を受けた者に有利と裁定されたものの割合、および後者のうち政府および／または義務を負う者が遵守した裁定の割合。それぞれ苦情解決機関別に集計。

**成果指標**

**16.25** 過去12か月において(a) 身体的暴力、(b) 精神的暴力、(c)性的暴力を受けた人口の割合（SDG指標16.1.3）。性別、年齢および障害別に集計。

**16.26** 18歳までに性的暴力を受けた18歳～29歳の若年女性及び男性の割合（SDG指標16.2.3）。性別、年齢および障害別に集計。

**16.27** 過去12カ月間に、現在または元の親密なパートナーから身体的、性的または心理的な暴力、虐待または搾取を受けたことのある女性および少女の割合。暴力、虐待および搾取の種類別、年齢別（SDG指標5.2.1に基づく）および障害別に集計。

**16.28** 過去12カ月間に親密なパートナー以外の者から性的暴力を受けた女性および少女の割合。年齢、発生場所（SDG指標5.2.2に基づく）および障害別に集計。

**16.29** 公的施設および民間施設**[[11]](#endnote-11)**内での搾取、暴力、虐待の報告件数。性別、年齢、障害別に集計。

**16.30** 過去 １か月における保護者等**[[12]](#endnote-12)**からの身体的な暴力及び/又は心理的な攻撃を受けた１歳～17歳の子供の割合（SDG指標16.2.1）。性別および障害別に集計。

**16.31** 過去12か月における身体的又は性的ハラスメントの犠牲者の割合（性別、年齢、障害状況、発生場所別）（SDG指標11.7.2）。

**16.32** 15歳から18歳までの間に結婚していた、またはパートナーを得た女性の割合（SDG指標5.3.1に基づく）。障害別に集計。

**16.33** 女性器切除を受けたことがある少女および女性の割合（SDG指標5.3.2に基づく）。障害別に集計。

**16.34** 10万人当たりの人身取引の犠牲者の数（性別、年齢、搾取形態別）（SDG指標16.2.2）および障害別に集計。

**付属資料**

（翻訳：佐藤久夫、曽根原純）

1. 強姦、家庭内暴力、親密なパートナーからの暴力、人身取引、児童・強制結婚を含む有害な行為、女性器切除、魔女狩り(accusations of witchcraft)、障害のある人の監禁・隠匿、同意ない精神医療介入を含む同意のない治療、その他の障害に特有の同意のない医療・社会的介入、強制中絶、強制避妊、そして身体的、心理的、経済的、性的虐待（その対象として特に注意を払うべきは障害のある女性、子ども、高齢者、あらゆる性的指向とジェンダー・アイデンティティを持つ人、文化的マイノリティを構成する人、障害のある先住民、特定の種類の障害のある人）など。 [↑](#endnote-ref-1)
2. 例：家庭、学校、寄宿学校、地域社会、社会的ケア施設（例：孤児院や入所施設）、保健施設（例：精神科病院）、老人ホーム、祈祷所(prayer camps)、刑務所、職場環境など。 [↑](#endnote-ref-2)
3. 女性、子ども、高齢者のための具体的な措置を伴うもの。 [↑](#endnote-ref-3)
4. 「施設」には、精神科病棟のような一時的または短期的施設と長期的施設とが含まれる。 [↑](#endnote-ref-4)
5. 例えば、他の人と対等な立場での身体的・精神的完全性の権利とは相容れない、刑務所での合理的配慮の拒否(標準以上に過酷な拘禁条件をもたらし得る)などが挙げられる。 [↑](#endnote-ref-5)
6. 例えば、児童・強制結婚、女性器切除、魔女狩り、障害のある人の監禁・隠匿、同意のない精神医療介入を含む同意のない治療、強制中絶、強制避妊など。有害な行為の判断基準については、[女性差別撤廃委員会の共同一般勧告第31号／有害な行為に関する子どもの権利委員会の一般的意見第18号](https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N14/627/78/PDF/N1462778.pdf?OpenElement)（15-16項）を参照のこと。 [↑](#endnote-ref-6)
7. 一般的な指針として、UNODC(国連薬物・犯罪事務所)およびUNGIFT(人身取引と闘う国連グローバル・イニシアティブ)の「[人身取引に対するモデル法](https://www.unodc.org/documents/human-trafficking/Model_Law_against_TIP.pdf)」を参照のこと。 [↑](#endnote-ref-7)
8. 研修には以下も含まれるべきである。

- 障害への人権に基づくアプローチ。

- 障害のある人とのコミュニケーション（コミュニケーションの代替手段や方法を含む）。

- 合理的配慮を提供する義務。 [↑](#endnote-ref-8)
9. 特に女性、子ども、高齢者、心理社会的障害のある人、知的障害のある人、HIV/AIDSの人、アルビニズム(白皮症)の人。 [↑](#endnote-ref-9)
10. この指標では、CRPDの第4条3およびCRPD委員会の[一般的意見No.7](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD/C/GC/7&Lang=en)に沿って、障害のある人に直接または間接的に影響を与える問題に関連する意思決定プロセスに障害のある人を関与させるために、公的機関が行なった具体的な活動（協議の会合、技術的説明会、オンラインの意見調査、法案や政策案への意見募集、その他の参加の方法と仕組み）を検証することが求められている。この点において、国は以下のことを行わなければならない。

- 協議プロセスを透明でアクセスしやすいものにする。

- 適切でアクセス可能な情報の提供を確保する。

- 障害のある人の団体が自由に意見を表明する際に、情報を保留したり、条件を付けたり、妨げたりしない。

- 登録されている組織と登録されていない組織の両方を含める。

- 早期かつ継続的な参加を確保する。

- 参加者の関連費用を負担する。 [↑](#endnote-ref-10)
11. 学校、医療、社会サービス、刑務所、その他の施設を含む。 [↑](#endnote-ref-11)
12. これには、保健サービス、教育サービスなどの提供者が含まれる。 [↑](#endnote-ref-12)